

射水市観光交流センター指定管理者候補者選定結果について

1 指定管理者制度を導入する施設

- (1) 名 称 射水市観光交流センター
 (2) 所在地 射水市本町二丁目１０番３０号

2 指定管理者の募集概要

(1) 指定管理者に実施させる業務概要

- ア 施設の維持管理に関する業務
 イ 施設の使用許可等に関する業務
 ウ 施設の利用料金の徴収に関する業務
 エ 自主事業に関する業務
 オ 集客業務に関する業務
 カ その他管理に関して必要と認める業務

(2) 指定期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで（３年）

3 審査結果

(1) 審査基準

審 査 基 準	審査の視点	判 定
1 市民の平等な利用の確保 (条例第４条第１号)	市民の平等な利用が確保される内容になっているか。	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第４条第２号)	【施設設置目的の達成】 a 施設の設置目的を認識し、運営方針が明確に示されているか。 b 施設の維持管理業務及び安全管理は適切な内容となっているか。 【サービスの向上】 a 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか。 【利用者の増加】 a 利用促進・拡大の的確な手法が提案されているか。 b 地域や関係機関等との連携が図られているか。 【地域活性化の取組】 a 市内の雇用や市内事業者の活用を図る提案がされているか。 b 地域資源を活用する提案がされているか。	60
3 管理運営経費の縮減 (条例第４条第２号)	【管理運営に係る収支の内容と的確性】 a 提示された指定管理料の範囲内において、事業の実施、施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれており、健全な運営が確保されているか。 b 経費の節減のための工夫は、示されているか。 c 管理経費の積算基準が、明確な積算根拠を基に示されているのか。 d 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか。	20

4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (条例第4条第3号)	【安定した基礎能力】 a 団体の経営状況に問題はないか。 b 指定管理業務を安定的かつ確実にを行うための経理的基礎を有しているか。	20
	【安定した人的管理能力】 a 管理を行うための人員配置、責任体制及び管理監督体制（労働関係法令等の遵守を含む）は適切か。 b 職員の指導育成及び研修体制は整備されているか。	
	【適切な管理体制】 a 緊急時、災害時等の危機管理体制は適切か。 b 個人情報の保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。	
	合 計	100

(2) 結果概要

審査項目 申請者	1 市民の平等な 利用の確保	2 公の施設の効 用の最大限の 発揮	3 管理運営経費 の縮減	4 公の施設の管 理を適正かつ 確実にを行うた めの財産的基 礎及び人的構 成	合 計
新港ビル 株式会社	確保されて いる	235/300	78/100	79/100	392/500
指定管理候補者：新港ビル株式会社 (備考) 選定理由 ・合計点数が、基準の300点を超えている。 ・応募者が新港ビル株式会社の一者のみである。					

※ 審査員5人の採点の合計で、合計欄の最高は500点となります。